

あがつま 吾妻広域町村圏振興整備組合の概要

【平成23年度版】

【群馬県内の広域市町村圏の状況】
 利根沼田広域市町村圏振興整備組合
 高崎市等広域市町村圏振興整備組合
 東毛広域市町村圏振興整備組合
 渋川地区広域市町村圏振興整備組合
 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合
 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合

谷かのじょうまち 谷かのはらまち つまごいむら くさつまち たかやまむら ひがしあがつままち
 ~ 中之条町・長野原町・嬬恋村・草津町・高山村・東吾妻町 ~

吾妻広域町村圏振興整備組合

群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条135番地

(吾妻郡文化会館内)
<http://www.aga-kouiki.jp>

あがつま広域

検索



【目 次】

《基本事項》

1 組合規約	1
2 組合規約の改正及び許可年月日の状況	2
3 事業負担金の分賦割合	4
4 機構図	5
5 特別職の状況	6
6 職員数の状況（平成23年4月1日）	6
7 地勢及び自然条件	6
8 町村別人口	7
9 構成町村における地域選定の状況	8
10 国等から選定を受けた制度の状況	8
11 組合予算の状況（平成21年度一般会計歳入歳出予算）	8
12 組合財産の状況	10

《事業概要》

13 広域町村圏計画の策定	10
14 広域消防	11
15 福祉センター	12
16 勤労青少年ホーム	13
17 海の家	13
18 文化会館	14
19 視聴覚ライブラリー	15

20 ツインプラザ	15
21 中之条病院（中之条病院事業会計）	17
22 東部火葬場	18
23 西部火葬場	19
24 救急医療	19
25 介護認定審査事業	20
26 障害者判定等市町村審査会	20
27 障害者自立相談支援事業	21
28 ふるさと市町村圏事業	21
29 町村共有林維持管理事業	22
30 養護老人ホーム	24
31 消費生活センター	24
32 農業共済（農業共済事業会計）	25
33 一部事務組合の統合	25

《付属団体事務》

34 吾妻物産振興協会	26
35 吾妻郡町村会・吾妻郡町村議会議長会	27

【吾妻広域町村圏振興整備組合】
群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条135番地
TEL：0279-75-4700
FAX：0279-76-3060
MAIL：kouiki@axel.ocn.ne.jp

1 組合規約

昭和 47 年 6 月 1 日
群馬県指令地第194号

- (20) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく相談支援事業のうち指定相談事業者への委託に関する事務
- (21) 吾妻郡消費生活センターの設置及び管理に関する事務

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、吾妻広域町村圏振興整備組合（以下「組合」という。）という。

(組織する町村)

第2条 この組合は、次に掲げる町村（以下「関係町村」という。）をもって組織する。

中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町
(共同処理する事務)

第3条 この組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 広域町村圏計画の策定
- (2) 広域町村圏計画に基づく事業の実施についての連絡調整
- (3) 消防に関する事務（消防団及び水利施設に関する事務を除く。）
- (4) 福祉センターの設置及び管理に関する事務
- (5) 勤労青少年ホームの設置及び管理に関する事務
- (6) 海の家を設置及び管理に関する事務
- (7) 広域町村圏計画に掲げられた連絡協議機構に関する事務
- (8) 文化会館の設置及び管理に関する事務
- (9) 視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事務
- (10) 中之条病院の設置及び管理に関する事務
- (11) 火葬場の設置及び管理に関する事務
- (12) 救急医療対策事業等の事務
- (13) ふるさと市町村圏基金の活用に関する事務
- (14) 関係町村において共有する山林の維持管理に関する事務
- (15) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく養護老人ホームの設置及び管理に関する事務
- (16) 吾妻郡生涯学習複合施設の設置及び管理に関する事務
- (17) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に規定する知事の権限に属する事務のうち、関係町村が処理することとされた事務
- (18) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護認定審査会に関する事務
- (19) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する町村審査会に関する事務

(事務所の設置)

第4条 この組合の事務所は、吾妻郡中之条町大字西中之条135番地に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員の定数は12人とする。
(議員の選任方法)

第6条 組合議会の議員は、関係町村の議会の正副議長をもってあてる。

第3章 組合の執行機関

(理事長、副理事長及び理事)

第7条 この組合に、理事長、副理事長1名及び理事4名をおく。

2 理事長及び副理事長は、関係町村の長（以下「関係町村長」という。）の互選によって定める。

3 理事は、理事長及び副理事長以外の関係町村長をもってあてる。

(会計管理者)

第8条 この組合に会計管理者1人をおく。

2 会計管理者は、理事長の属する関係町村の会計管理者の職にある者をもってあてる。

(監査委員)

第9条 この組合に監査委員2名をおく。

2 監査委員は、理事長が組合議会の同意を得て、組合議会の議員及び知識経験者のうちからそれぞれ1名を選任する。

3 前項の監査委員の任期は、組合議会の議員のうちから選任された者については、組合議会の議員としての任期によるものとし、知識経験者のうちから選任された者にあっては4年とする。

(教育委員会)

第10条 組合に教育委員会をおき、委員5名をもって組織する。

2 教育委員は、理事長が議会の同意を得て任命する。

(選挙管理委員会)

第11条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第16条に規定する選挙管理委員会は、中之条町選挙管理委員会とする。

(補助職員)

第12条 前5条に定める者を除くほか、組合に必要な職員を置き、その定数は条例で定める。

2 前項の職員は、理事長が任命する。

第4章 組合の経費

(経費財源)

第13条 組合の経費は、組合の財産より生ずる収入、負担金、補助金、手数料、賦課金その他の収入をもってあてる。

(負担金の分賦の方法)

第14条 経常的経費に係る負担金の分賦割合は別表のとおりとし、事業の実施その他の特別な財源需要に係る負担金の分賦割合は、その都度組合議会において議決により定める。

(ふるさと市町村圏基金の設置)

第15条 組合にふるさと市町村圏基金を設置する。

2 ふるさと市町村圏基金は、吾妻広域町村圏の整備振興のための事業の推進に資することを目的とする。

3 ふるさと市町村圏基金は、関係町村の出資金及び県の補助金により設置するものとする。

4 前項に規定する関係町村の出資金は、第14条の経常的経費に係る負担金の分賦割合とする。

第16条 ふるさと市町村圏基金に属する財産のうち、関係町村からの出資金総額及び県からの助成金の合計額に相当する額は、これを処分することができない。

(出資相当額に対する関係町村の権利)

第17条 組合が解散する際には、ふるさと市町村圏基金に属する財産は、出資割合に応じ関係町村に帰属するものとする。

(会計)

第18条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定に基づき、組合の共同処理する事務のうち、第3条第10号に規定する病院事業に関する会計は、同法の財務規定等を適用する。

(共有林に関する財産及び収入の配分方法)

第19条 組合の共有林に関する財産を処分して関係町村に分配する場合、又は財産から生ずる収入等は共有林所有権の持分に応じて配分する。

※附則は、省略

別表(第14条関係)

区 分	分賦割合	備 考
均 等 割	100分の20	
人 口 割	100分の50	最近の国勢調査結果人口による。
基 準 財 政 需 要 額 割	100分の30	前年度の普通地方交付税の算定の基礎となった基準財政需要額による。

2 組合規約の改正及び許可年月日の状況

- 組合設立 昭和47年6月1日(群馬県指令地第194号)
- 共同処理する事務の追加 昭和48年4月1日(群馬県指令地第207号)
消防に関する事務(消防団および水利施設に関する事務を除く)
福祉センターの設置および管理に関する事務
勤労青少年ホームの設置および管理に関する事務
海の家設置および管理に関する事務
広域町村圏計画に掲げられた連絡協議機構に関する事務
- 共同処理する事務の追加 昭和49年4月1日(群馬県指令地第339号)
文化会館の設置および管理に関する事務
視聴覚ライブラリーの設置および管理に関する事務
- 共同処理する事務の追加 昭和52年2月3日(群馬県指令地第47号)
病院の設置および管理に関する事務
火葬場の設置および管理に関する事務
- 共同処理する事務の追加 昭和53年2月16日(群馬県指令地第44号)
救急医療対策補助事業の事務
- 内容変更 昭和54年3月23日(群馬県指令地第194号)
(中之条町役場移転に伴う事務所の位置変更)
947番地の1から1091番地
- 共同処理する事務の追加及び内容変更 昭和56年4月9日(群馬県指令地第2号)

- <事務の追加>
文化財普及整備補助事業の事務
- <内容変更>
(監査委員の任期)
監査委員の任期3年を4年に変更
- 共同処理する事業削除及び事業変更 昭和59年1月20日(群馬県指令地第98号)
- <削除>
文化財普及整備補助事業の事務
- <事務変更>
救急医療対策補助事業の事務を救急医療対策事業等の事務に変更
- 共同処理する事業の追加及び内容追加 平成5年1月29日(群馬県指令地第57号)
- <事務の追加>
ふるさと市町村圏基金の活用に関する事務
- <内容追加>
(ふるさと市町村圏基金の設置)
- 第15条 組合にふるさと市町村圏基金を設置する。
- 2 ふるさと市町村圏基金は、吾妻広域町村圏の整備振興のための事業の推進に

- 資することを目的とする。
- 3 ふるさと市町村圏基金は、構成町村の出資金及び県の助成金により設置するものとする。
- 4 前項に規定する構成町村の出資金は、第12条の経常的経費に係る負担金の分賦割合とする。
- 第16条 ふるさと市町村圏基金に属する財産のうち、構成町村からの出資金総額及び県からの助成金の合計額に相当する額は、これを処分することができない。
- (出資相当額に対する構成町村の権利)
- 第17条 組合が解散する際には、ふるさと市町村圏基金に属する財産は、出資割合に応じ構成町村に帰属するものとする。
- 共同処理する事務の追加及び内容追加 平成6年3月11日(群馬県指令地第103号)
- <事務の追加(組合統合に伴うもの)>
関係町村において共有する山林の維持管理に関する事務
伝染病院の設置及び管理運営並びに伝染病院患者の収容及び治療に関する事務
老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定に基づく養護老人ホームの設置及び管理に関する事務
農業災害補償法(昭和22年法律第185号)の規定に基づく農業共済事業の事務
- <内容追加>
(会計)
- 第16条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定に基づき、組合の共同処理する事務のうち、第3条第10号及び第17号に規定する病院事業及び農業共済事業に関する会計は、同法の財務規定を適用する。
- (共有林に関する財産及び収入の配分方法)
- 第17条 組合の共有林に関する財産を処分して関係町村に配分する場合又は、財産から生じる収入等は共有林所有権の持分に応じて配分する。
- 共同処理する事業の追加 平成9年8月25日(群馬県指令地第33号)
- <事務の追加>
吾妻郡生涯学習複合施設の設置及び管理に関する事務
- 共同処理する事業の追加 平成10年2月9日(群馬県指令地第67号)
- <事務の追加>
火薬類取締法(昭和25年法律第149号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に規定する知事の権限に属する事務のうち、関係町村長に委託された事務
- 共同処理する事業の名称変更 平成10年4月30日(群馬県指令地第20号)

- <事務の名称変更>
「病院の設置及び管理に関する事務」を「中之条病院の設置及び管理に関する事務」に変更。
- 共同処理する事業の削除 平成11年3月31日(群馬県指令地第291号)
- <事務の削除>
伝染病院の設置及び管理運営並びに伝染病患者の収容及び治療に関する事務
- 共同処理する事業の追加及び内容変更(消防、教育委員会、選挙管理委員会) 平成11年8月3日(群馬県指令地第40号)
- <事務の追加>
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護認定審査会に関する事務 平成12年3月31日(群馬県指令地第182号)
- 内容変更 平成17年4月1日(届出)
(事務所の位置の変更)
中之条町1091番地から西中之条135番地に変更
- 内容変更 平成18年1月19日(群馬県指令市第206-1005号)
(構成町村の変更)
東村、吾妻町を東吾妻町に変更
- 共同処理する事業の追加 平成18年3月31日(群馬県指令市第206-1011号)
- <事務の追加>
障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する町村審査会に関する事務
- 共同処理する事業の追加 平成19年3月26日(群馬県指令市第206-32号)
- <事務の追加>
障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく障害者相談支援事業のうち指定相談事業者への委託に関する事務
- 内容変更 平成19年3月26日(群馬県指令市第206-32号)
(会計管理者の変更)
収入役を会計管理者に変更。
- 内容変更 平成19年3月26日(群馬県指令市第206-32号)
(別表(第14条)のただし書きの削除)
「ただし、東吾妻町の負担金は、平成18年度に限り、合併前の2町村(東村・吾妻町)の合計額とする。」を削除。
- 内容変更 平成21年12月22日(群馬県指令市第30033-21号)
農業共済事業の廃止
- 内容変更 平成21年12月22日(群馬県指令市第30033-22号)
消費生活センターの運営管理に関する事務の追加
- 内容変更 平成22年1月27日(群馬県指令市第30033-31号)
六合村の中之条町への編入合併に伴う規約変更

3 事業負担金の分賦割合

◆規約第14条による負担金の分賦割合

(負担金の分賦の方法)

第14条 経常的経費に係る負担金の分賦割合は別表のとおりとし、事業の実施その他の特別な財政需要に係る負担金は、その都度組合議会において議決により定める。

別表

区 分	分 賦 割 合	備 考
均 等 割	100分の20	
人 口 割	100分の50	最近の国勢調査結果人口による。
基準財政需要額割	100分の30	前年度の普通地方債交付税の算定の基礎となった基準財政需要額による。

◆議会の議決による負担金の分賦割合 (平成9年告示第9号) (最新の改正：平成19年告示第6号)

(目的)

第1条 吾妻広域町村圏振興整備組合規約第14条の規定により、吾妻広域町村圏振興整備組合事業の実施その他の特別な財政需要に係る負担金の分賦割合に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基準値の定義)

第2条 負担金の分賦割合に使用する基準値は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 人口 最近の国勢調査人口とする。
- (2) 基準財政需要額 前年の基準財政需要額とする。
- (3) 消防基準財政需要額 前年の消防基準財政需要額とする。

(負担金の名称及び分賦割合)

第3条 負担金の名称及び分賦割合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 視聴覚教育費 人口割80%、均等割20%とする。
- (2) 文化会館 全額中之条町とする。
- (3) 救急医療費 人口割100%とする。
- (4) 消防費

1 消防基準財政需要額割90%、利用率割10%とする。

イ 利用率は、救急車出動件数(前々年1月1日から1年間の実績数)及び予防査察件数(前年4月1日現在の危険物施設数及び面積1,000平方メートル以上の防火対象物数)とする。

ロ 高山村は、6カ町村の当該年度消防費負担金総額を消防基準財政需要額の合計で除して得た割合(%) (以下、平均値という。) から12%を減じて得た数値(%) に当該村の消防基準財政需要額を乗じて得た額を当該村の消防費負担金額とする。

ハ 高山村以外の町村については、その町村の消防費負担金額をその町

村の消防基準財政需要額で除して得た割合(%)と平均値を比較しその差が15%を超えた場合は、負担金の分賦割合の見直しを行うものとする。

2 消防庁舎建設費(公債費を含む。)は、当該消防庁舎所在町村で2分の1の額を負担し、残りの2分の1は、当該消防庁舎所在町村を除いた町村が消防基準財政需要額割で負担する。

3 消防救急デジタル無線化共同整備事業

イ 事務費委託費は、人口割90%、均等割10%とする。

(5) 海の家(公債費を含む。)人口割100%とする。

(6) 火葬場費

イ 東部及び西部火葬場運営費、人口割100%とする。

ロ 東部火葬場建設費(公債費を含む。) 75%を6カ町村人口割、25%を中之条町(旧六合村を除く。)、東吾妻町及び高山村の人口割とする。

(7) 授産施設費 中之条町、高山村、東吾妻町の人口割とする。

(8) 養護老人ホーム費

イ 運営費は、人口割60%、基準財政需要額割20%、均等割20%とする。

ロ 建設費(公債費を含む。)は、人口割とする。

(9) 共有林管理費 持ち分割とする。

イ 持ち分 中之条町5口、東吾妻町5口、その他の町村は1口。

(10) 生涯学習施設費負担金 建設費(公債費を含む)の97%及び残り3%のうち旧六合村の人口割で負担すべき額の合計額を中之条町が負担し、残額については中之条町を除く5町村が人口割で負担する。

(11) 介護保険負担金 介護認定審査会委員報酬は均等割とし、その他の経費は人口割とする。

(12) 障害者判定等市町村審査会費負担金

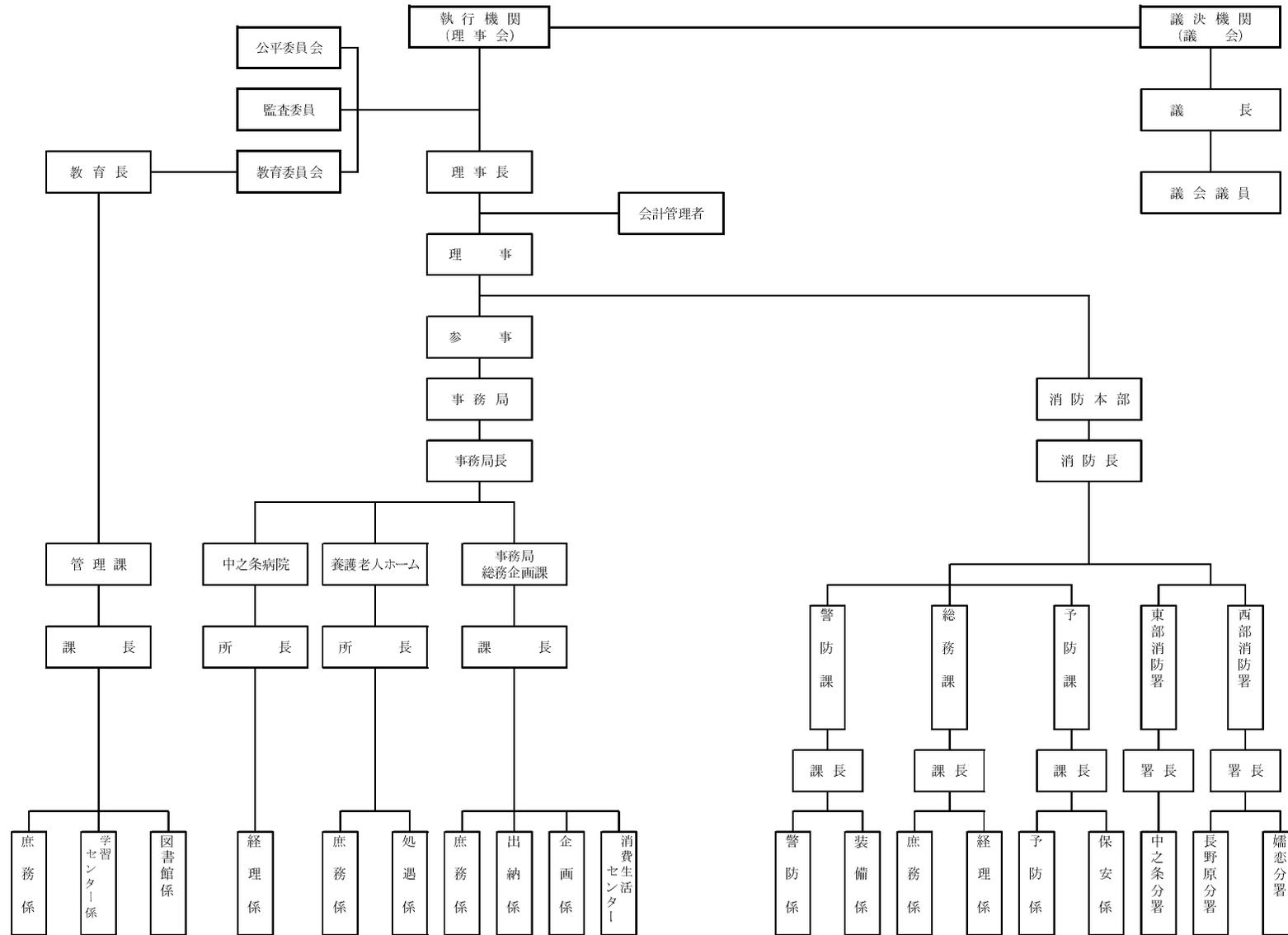
審査会委員報酬は均等割とし、その他の経費は人口割とする。

(13) 障害者相談支援事業委託費負担金

人口割100%とする。

(14) 吾妻郡消費生活センター運営費負担金 人口割100%とする。

4 機構図



5 特別職の状況

(1) 非常勤特別職の状況 (平成23年4月1日現在)

特別職	人員	説明	備考
理事	6名	構成町村長のあて職	・理事長 中之条町長 ・副理事長 長野原町長 養護老人ホーム担当理事 (施設所在町村) 高山村長
議会議員	12名	構成町村正副議長のあて職	・議長 中之条町議長 ・副議長 長野原町議長
会計管理者(一般職)	1名	中之条町会計管理者(理事長所在町村の会計管理者)	
参事	6名	構成町村副町村長のあて職	事務局担当参事(中之条町) 老人ホーム担当参事(不在)
監査委員	2名	議会議員1名、識見者1名	
公平委員	3名	構成町村の公平委員から選任	中之条町、草津町、東吾妻町から各1
教育委員	5名	構成町村の教育委員から選任	中之条町教育委員
広域町村圏 計画審議会委員	25名 以内	学識経験者、関係行政機関の職員、 住民代表	
養護老人ホーム 嘱託医	1名	中山診療所医師	
介護認定審査会委員	24人	医師12人、保健師等保健関係者4人、 施設の長等福祉関係者8人	
障害者判定等審査会委員	6人	医師2人、知的区分2人、 身体区分1人、精神区分1人	

(2) 報酬額の状況 (平成22年4月改正)

職名	報酬額
理事長	年額 60,000円
副理事長	年額 54,000円
理事(担当理事)	年額 48,000円(出先機関の職務を 担当する理事は、6,000円を加える。)
参事	年額 36,000円(ただし、出先機関 の職務を担当する参事に限る)
議長	年額 48,000円
副議長	年額 42,000円
議員	年額 36,000円
監査委員	年額 30,000円
公平委員	年額 5,000円
教育委員	0円
広域圏計画審議会委員	日額 5,000円
養護老人ホーム嘱託医	年額 800,000円
介護認定審査会委員	日額 15,000円
障害者判定等審査会委員	日額 10,000円

6 職員数の状況 (平成23年4月1日)

所 属	一般職	消防職	現業職	兼務	嘱託	臨時	その他	合計(人)	備 考
事務局	5			1	5			10	派遣職員4人、併任1人
消 防		106				1		107	
中之条病院							3	3	医師会医師及び職員が2人無給職員
養護老人ホーム	6		10		5			21	派遣職員1人
農業共済へ派遣	2							2	事務局からの派遣
教育委員会							9	9	中之条町教育委員会職員併任
合 計	13	106	10	1	10	1	12	153	派遣職員5人、併任1人

7 地勢及び自然条件

(1) 沿革

鎌倉時代本地域は4荘9郷に別れており、それぞれ荘司、郷主が置かれていました。江戸時代に至り、真田信幸が沼田に入り本地域の大部分がその領土となりました。天和元年真田信澄の失政により大部分が代官領及び旗本知行所となり、明治維新を迎えました。

明治元年前橋藩鎮撫所に分轄されましたが、同年6月岩鼻県が置かれるにあたり前橋、安中藩鎮撫所は廃止され、全郡が直轄になりました。明治11年第1次町村合併で郡区町村制が施行され中之条町に郡役所が置られました。

明治22年第2次町村合併で町村制が実施され、連合戸長役場制が解体

され町村役場が設けられました。

明治29年4月、郡域の変更があり、高山村が群馬郡から編入され、新治村は利根郡に入りました。明治33年6月草津町が草津町及び六合村に分村し昭和30年第3次町村合併が行われ、また、平成18年3月東村と吾妻町が合併し東吾妻町となり、さらに平成22年3月に六合村が中之条町に編入合併し、現在4町2村になっています。

(2) 位置

東京から125キロメートル、北西から時計回りにみなかみ町、沼田市、渋川市、高崎市に接し、北と西は新潟県と長野県と県境をなしている。新潟県境以外は産業経済や文化等幅広い住民交流がありますが、新潟県境は登山道以外の道路は無く、あらゆる交流が皆無であるといえます。

(3) 面積

圏域総面積は、1,277.91平方キロメートルで、これは群馬県の総面積の20.1%にあたる広大な面積を有していますが、その約80%の1,033.31平方キロメートルが林野で、このうち57.6%は国有林です。

(4) 地勢

圏域周囲は山々に囲まれ、圏域内も山岳、丘陵が連なり、高原、盆地、河川がその間に点在し複雑な地勢ですが、温泉を始め自然条件に恵まれ上信越高原国立公園を擁する群馬県を代表する観光圏域です。

しかし、複雑な地勢が災いし交通網の状況が悪く、特に高速交通網が

ら外れており経済発展等圏域振興のあらゆる進展を妨げていることから、道路網の整備は圏域の大きな課題として、毎年国県に対し整備陳情を繰り返しています。

また、三国山系の支系（木戸山相の倉連峰）と大洞山系が接続して中央山系を形成しているため、東部ブロック（通称東吾妻と呼び中之条町、高山村、東吾妻町の2町1村）と西部ブロック（西吾妻の長野原町、嬭恋村、草津町の2町1村及び旧六合村地区）に分断され、歴史・文化・政治経済等に差異が見られ、圏域の諸問題についても東西ブロックに分けて振興を図る場面も考えられますが、六合村が中之条町と合併したことにより新たな局面に入ってきました。

(5) 気候

圏域内の標高差が800メートル（役場所在地比較）と大きく、従って気象条件も地域的にかなり異なっています。

年平均では、中之条町が11.7℃、草津町7.4℃であり、最高・最低平均気温は中之条町が29.3℃（8月）、氷点下4.8℃（1月）、草津町では23.3℃（8月）、氷点下7.4℃（1月）であり西吾妻は、特に冷涼な気候です。

年間降水量は、中之条町で1,272.2ミリメートル、草津町で1,689.7ミリメートルです。また、特に西吾妻は積雪が多く、6ヶ所のスキー場があります。（気象庁統計情報による）

8 町村別人口

○構成町村の人口及び世帯数

○人口

町村名	22年国勢調査(速報値)					17年国勢調査		H12年国勢調査		H7年国勢調査		H2年国勢調査	
	人口(人)	前回に対して(%)	H2年に対して(%)	世帯数	前回に対して(%)	人口(人)	世帯数	人口(人)	世帯数	人口(人)	世帯数	人口(人)	世帯数
中之条町	18,214	△ 6.05	△ 10.66	6,602	△ 2.65	19,386	6,782	20,388	6,773	21,056	6,661	21,627	6,462
長野原町	6,011	△ 8.37	△ 13.37	2,296	△ 4.81	6,560	2,412	6,939	2,447	7,017	2,303	6,878	2,095
嬭恋村	10,178	△ 6.24	△ 4.48	3,651	△ 2.59	10,855	3,748	10,655	3,361	11,135	3,352	10,957	3,091
草津町	7,148	△ 6.01	△ 7.17	3,473	△ 3.45	7,605	3,597	7,700	3,522	8,294	3,652	8,622	3,705
高山村	3,905	△ 10.13	△ 10.19	1,181	1.81	4,345	1,160	4,348	1,126	4,088	1,048	4,087	1,012
東吾妻町	15,624	△ 7.24	△ 11.67	5,518	△ 1.08	16,843	5,578	17,689	5,451	18,420	5,319	19,169	5,294
合計	61,080	△ 6.88	△ 9.80	22,721	△ 2.39	65,594	23,277	67,719	22,680	70,010	22,335	71,340	21,659

平成17年以前の数値は、東吾妻町は、旧東村と旧吾妻町を合算したものです。中之条町は、旧中之条町と旧六合村を合算したものです。

圏域の人口は、61,080人（平成22年国勢調査（速報値））で、県人口の3.04%にあたり、人口密度は47.8人です。人口の推移は、昭和55年からの5年間は、わずかに増加しましたが、昭和60年国勢調査以降減り続け、平成2年調査に対し9.08%の減少となりました。

9 構成町村における地域選定の状況

	中之条町	旧東村	旧吾妻町	長野原町	嬭恋村	草津町	六合村	高山村
リゾート地域	○	○	○	○	○	○	○	○
奥地等産業開発道路					○		○	
雪寒地域	○	○	○	○	○	○	○	○
辺地（総合計画の策定された辺地を有する町村）	○	○	○	○	○			○
振興山村	○	○	○	○	○		○	○
過疎地域		○					○	
地方生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○
広域市町村圏	○	○	○	○	○	○	○	○
農村振興地域	○	○	○	○	○	○	○	○
都市計画区域	○	○	○	○	○	○		
工業再配置促進法に基づく「誘導地域」	○	○	○	○	○	○	○	○
特定農村地域	○	○	○	○		○	○	○
農村地域工業導入促進の対象となる「工業等導入地域」	○	○	○	○	○	○	○	○

10 国等から選定を受けた制度の状況

(1) 地域経済活性化対策	選定年月日	昭和59年5月16日
	事業期間	昭和60年度から平成元年度の5ヶ年
(2) 新地域経済活性化対策	選定年月日	平成2年3月3日
	事業期間	平成2年度から平成6年度の5ヶ年
(3) ふるさと市町村圏（p.21参照）	選定年月日	平成4年9月1日
	事業期間	平成5年度から（基金造成10億円）
(4) 地域経済基盤強化対策	選定年月日	平成7年6月30日
	事業期間	平成7年度から平成9年度の3ヶ年
(5) 新地域経済基盤強化対策	選定年月日	平成10年7月10日
	事業期間	平成10年度から平成12年度の3ヶ年
(6) 地域戦略プラン	選定年月日	平成11年8月12日
	事業期間	平成11年度から平成15年度
(7) 新地域経済基盤強化対策	選定年月日	平成13年6月14日
	事業期間	平成13年度から平成15年度
(8) 地域経済活性化対策	選定年月日	平成16年9月7日
	事業期間	平成16年度から平成18年度
(9) 特定地域経済活性化対策	選定年月日	平成19年8月27日
	事業期間	平成19年度から平成21年度
(10) 地域力創造推進地域	選定年月日	平成22年9月22日
	事業期間	平成22年度から平成24年度

11 組合予算の状況（平成23年度一般会計歳入歳出予算）

(1) 歳入歳出の状況

歳入					歳出								
款	本年度	前年度	比較	構成比	款	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳			構成比	
									特 定 財 源				一般財源
								国 県 支出金	地方債	その他			
1 分担金及び負担金	1,245,917	1,305,979	△ 60,062	83.5%	1 議会費	727	729	△ 2				727	0.0%
2 使用料及び手数料	29,246	29,223	23	2.0%	2 総務費	59,951	56,836	3,115			2,678	57,273	4.0%
3 国庫支出金	11,994	358	11,636	0.8%	3 民生費	214,741	278,417	△ 63,676	356		153,226	61,159	14.4%
4 県支出金	4,188	7,888	△ 3,700	0.3%	4 衛生費	61,667	64,429	△ 2,762			23,700	37,967	4.1%
5 財産収入	2,430	6,917	△ 4,487	0.2%	5 農林水産業費	331	328	3			10	321	0.0%
6 寄付金	1	1	0	0.0%	6 商工費	3,976	7,654	△ 3,678	3,688			288	0.3%
7 繰入金	4,200	38,000	△ 33,800	0.3%	7 消防費	935,240	920,138	15,102	12,138		9,117	913,985	62.6%
8 繰越金	35,478	29,150	6,328	2.4%	8 教育費	24,911	30,706	△ 5,795			6,350	18,561	1.7%
9 諸収入	159,546	140,484	19,062	10.7%	9 公債費	190,256	197,563	△ 7,307				190,256	12.7%
歳入合計	1,493,000	1,558,000	△ 65,000	100.0%	10 予備費	1,200	1,200	0				1,200	0.1%
					歳出合計	1,493,000	1,558,000	△ 65,000	16,182	0	195,081	1,281,737	100.0%

款	項	目	主要事業	金額	管轄
---	---	---	------	----	----

(2) 主要事業概要

※印・・・新規事業

(単位:千円)

1 議会費	1 議会費	1 議会費	議員報酬	450	
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	ふるさと市町村圏基金積立金 ※財務会計システム導入	2,420 6,200	事務局
		2 企画費	※地域振興費	200	
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	嘱託医師報酬	800	老人ホーム
		2 施設管理費	※備品購入費	2,439	
		3 生活費	無年金者扶助費	1,200	
		5 介護サービス事業費	人件費(職員6人)	38,809	事務局
		6 社会福祉センター運営費	管理委託料(中之条町)	2,300	
		7 授産施設費	土地・建物賃借料	460	
		8 介護認定審査会費	介護認定審査会委員報酬(24人)	7,815	
		9 障害者判定等市町村審査会費	障害者判定等市町村審査会委員報酬(6人)	660	
		10 障害者福祉費	障害者自立相談支援事業委託金	10,784	
		4 衛生費	1 保健衛生費	1 救急医療施設費	
2 環境衛生費	東部火葬場管理委託料(中之条町) 西部火葬場管理委託料(草津町) ※西部火葬場耐震改修設計委託料	31,555 15,989 4,200			
5 農林水産業費	1 林業費	1 林業振興費	共有林災害共済保険料	301	
6 商工費	1 商工費	1 消費生活センター運営費	相談員賃金等	1,925	
			※啓蒙グッズ作成費	1,570	
			※相談業務用備品(書庫、図書等)	115	
7 消防費	1 消防費	1 常備消防費	教育訓練事業委託料・負担金	4,135	消防
		2 消防設備費	※庁舎耐震診断業務委託料 ※災害対応水槽付消防ポンプ自動車 ※資機材搬送車	2,000 43,000 12,000	
		3 消防救急無線共同整備費	消防救急デジタル無線等基本設計費負担金	1,800	
8 教育費	1 社会教育費	1 社会教育総務費	社会教育振興会負担金	979	事務局
		2 文化会館運営費	管理委託料(中之条町)	1,000	
		3 視聴覚教育費	DVD・ビデオ・CD等購入費	2,750	
		4 生涯学習施設費	管理委託料(中之条町)	4,300	
	2 保健体育費	1 臨海学校費	管理人ほか賃金 ※雨戸取替工事	1,662 5,500	
9 公債費	8 公債費	1 元金	起債元金償還 8件	173,130	
		2 利子	起債利子償還 8件	17,038	
歳出計				1,493,000	

12 組合財産の状況

(一般会計)

(23年4月1日現在)

(1) 土地及び建物

区分	土地 (㎡)	建 物 (㎡)		
		木 造 (延べ面積)	非木造	延面積計
公共用 財 産	消防施設		2,075.79	2,089.89
	福祉施設		5,127.43	5,127.43
	文化施設	1,320.00	2,321.56	2,321.56
	体育施設	4,300.15	1,409.84	1,431.37
	衛生施設	9,068.74	2,645.13	2,645.13
	共有林	614,923.00		
合 計	629,611.89	35.63	13,579.75	13,615.38
普通財産	農済貸付	974.97	250.96	250.96

(2) 主な備品

区 分	数量	所属所	区 分	数量	所属所
事務用公用車両	2台	事務局	救急用プロパック	5台	消防
16ミリフィルムビデオ	703本	視聴覚	蘇生用訓練シミュレーター	1台	〃
16ミリ映写機	4台	〃	監視用ポート	2台	海の家
ビデオカメラ	3台	視聴覚	冷凍冷蔵庫	1台	海の家
ビデオ編集機	1台	〃	マッサージ器	1台	老人ホーム
ビデオプロジェクター	2台	〃	冷蔵庫・冷凍庫	7台	〃
消防用車両	30台	消防	老人ホーム用車両	6台	〃
ハンディGPS	5台	〃	全自動洗濯機	9台	〃

(中之条病院事業会計)

(1) 土地及び建物

区 分	土 地 (㎡)	建 物 (㎡)		
		木造 (延べ面積)	非木造	延面積計
公共用財産	病院事業会計	0	5,393.34	5,393.34
合 計		0	5,393.34	5,393.34

(2) 主な備品

区 分	数 量	区 分	数 量
《医療器械器具》		多機能心電図自動解析装置	一式
X線装置	1台	2床用医用テレメーター	一式
簡易入浴装置・浴槽	1台	《厨房備品》	
バイオスコープ	1台	洗浄機	1台
デジタル脳波計	1台	オーブン	1台
多項目自動血球計数装置	1台	《事務用備品》	
全自動分包器	1台	パソコン	1台
自動電解質分析装置	一式		

13 広域町村圏計画の策定

広域行政圏計画策定要綱（平成12年3月31日自治振第53号）及びふるさと市町村圏推進要綱（平成11年4月21日自治振第51号）については、平成21年3月をもって廃止することとなり、当組合においても第4次吾妻広域町村圏振興整備計画をもって終了いたしました。

- (1) 計画の名称 第4次吾妻広域町村圏振興整備計画
- (2) 策定年月日 平成13年3月
- (3) 計画期間 平成13年度から平成22年度の10ヶ年
毎年向こう3ヶ年ローリング
- (4) 計画の基本方向
 - 基本テーマ 新世紀・新あがつまの創生
 - 5つの柱

- ①定住環境の向上・・・恵まれた自然の中で、より安全で快適な生活が営まれることをめざす。
 - ・水利用・土地利用・交通・通信・消防防災・治山治水
- ②保健・福祉・介護・医療・生活環境の向上・・・健康で安心して社会生活を送れる環境の向上をめざす。
 - ・生活環境の保全・医療、福祉、介護、医療
- ③教育文化の向上・・・地域づくりは人づくりを基本に、地域に根差した教育文化の向上をめざす。
 - ・生涯学習・学校教育・社会教育
- ④産業振興・・・産業の振興を図り活力ある圏域づくりをめざす。
 - ・農業・林業・商業・工業・観光・雇用

⑤行財政計画・・・町村の協調を図り効率性を重視した行財政をめざす。

- ・行政の合理化・広域行政と広域的連携事業・財政の合理化
- ・地方分権・町村合併

(5) 計画の特色 基本構想の進行管理の実施（総合計画推進要綱を定め、基本構想の進行管理を行う。）

基本構想において、圏域の重要課題として取り組む事項を定め、計

画推進委員会で推進を図る。

5つの専門部会及び各課題毎にプロジェクトチームを編成し、常時研究及び検討を実施し、その結果を推進委員会に報告。事業実施の方向を探る。

(6) 実施計画事業の評価

- ・実施計画（毎年ローリング）実績書により成果を評価する。

14 広域消防 (<http://www.fd-agatsuma.jp>)

(1) 施設整備の状況

○広域消防署の構成 本部1、署2、分署3

◆建物の敷地は、全て所在町村から無償借り受け

○消防本部

- ・位置 東吾妻町大字原町35番地
- ・名称 吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部
- ・建設年月日 昭和49年3月
- ・面積 R C造2階建601.0㎡（庁舎）
付帯施設
車庫78.8㎡（非木造S53年度）
充填室 9.6㎡（非木造H7年度）
書類倉庫25.90㎡（非木造H8年度）

・東部消防署併設

○東部消防署（本部に併設）

- ・位置 東吾妻町大字原町35番地
- ・名称 東部消防署

○西部消防署

- ・位置 草津町大字草津449番地
- ・名称 西部消防署

・建設年月日 昭和46年2月
(昭和48年度に草津町から庁舎・備品合わせて20,536千円で買い上げ)

- ・面積 R C造3階建 491.09㎡（庁舎）
付帯施設；仮眠室増築 5.3㎡（非木造S61年度）

○東部消防署中之条分署

- ・位置 中之条町大字伊勢町564番地の1
- ・名称 東部消防署中之条分署
- ・建設年月日 昭和51年3月
- ・面積 R C造2階建 282.13㎡（庁舎）

○西部消防署長野原分署

- ・位置 長野原町大字与喜屋甲14番地

・名称 西部消防署長野原分署

・建設年月日 昭和50年2月

- ・面積 R C造2階建 283.74㎡（庁舎）
付帯施設；仮眠室増築 14.1㎡（木造H6年度）、
物置10.8㎡（非木造H3年度）

○西部消防署嬭恋分署

- ・位置 嬭恋村大字大前125番地の1

・建設年月日 昭和51年1月

- ・面積 R C造2階建 282.13㎡

(2) 消防車両の状況（平成23年4月1日）

（単位：台）

車両所属	消防本部	東部消防署	中之条分署	西部消防署	長野原分署	嬭恋分署	計
指揮車・指令車	1	1	1	1	1	1	6
予防査察車	1						1
資機材搬送車		1		1			2
人員搬送車・公用車	2						2
連絡車	2						2
水槽付ポンプ車(0)		水2000 2	水2000 1	水2000 1	水1500 1	水1500 1	6
屈折はしご付ポンプ車				1			1
高規格救急車		2	1	1	1	1	6
救急車	1			1			2
救助工作車		1		1			2
合計	7	7	3	7	3	3	30

(3) 救急業務実施概況（平成22年1月から12月）

○救急出場件数及び搬送人員3,041件 2,928人
(前年比 +263件, +259人)

○1日平均 8.33件 8.02人

(4) 火災発生概況（平成22年1月から12月）

- 火災発生 26件
(建物12、林野7、車両3、その他4)
- り災数 14世帯、28人
- 消損面積 建物882.17㎡、林野58.59 a
- 損害額 46,718千円
- 死傷者 7人 (うち死亡5人)
- (5) 建築物の予防査察及び許可件数
(平成22年1月～12月)

検査・許可等	件数
防火対象物の立入検査	125
危険物施設の立入検査	525
消防用設備の設置検査	71
危険物施設の許可件数	32
建築物の消防同意件数	82
合計	835

防火点検制度等	対象施設	実施件数	未報告
防火点検報告 (うち特例認定)	111	81 (7)	30
自主点検制度	43	14	
合計	154	95	30

(6) 22年度消防手数料

手数料項目	件数	収入額
危険物規制事務関係手数料	78	1,125,600円 内訳は右表
火薬類(煙火)消費許可申請	12	94,800円
計	90	1,220,400円

内 訳	区 分	金額(円)
仮貯蔵・仮取扱 及び仮使用	仮貯蔵	10,800
	仮取扱	21,600
	仮使用	43,200
製造所等の許可・ 完成検査	設置許可	72,000
	変更許可	629,500
	完成検査	348,500

(7) 階級別職員数 (平成23年4月1日)

階級	所属	消防本部					消防署					計(人)	
		消防長	消防次長	総務課 ^{注1}	予防課 ^{注2}	警防課	東部消防署	中之条分署	西部消防署	長野原分署	嬭恋分署		
消防監		1											1
消防司令長				1	1		1		1				4
消防司令						1	3	1	3	1	1		10
消防司令補				3	2	1	4	4	4	4	4		26
消防士長					2	1	9	4	7	4	4		31
消防副士長					1		3	3	4	3	2		16
消防士							7	1	7	1	2		18
計		1	0	4	6	3	27	13	26	13	13		106

注1の内、消防司令補1名は群馬県消防学校派遣(平成23年度～24年度)
注2の内、消防司令補1名、消防副士長1名は西部消防署勤務

15 福祉センター

- (1) 名称 吾妻郡社会福祉センター(吾妻郡文化会館に併設)
- (2) 設置場所 中之条町大字西中之条135番地
- (3) 建設年度 昭和49年3月完成(昭和48年度事業)
- (4) 面積 R C造2階建1,201.84㎡
- (5) 施設内容

施設の名称	面積	備考	施設の名称	面積	備考
<式典施設> 435.9㎡			<老人福祉施設> 274.9㎡		
大会議室(披露宴会場)	231.0		老人いこいの部屋	96.8	39畳
パッケージ・物入	26.4		講座室	86.1	
パントリー	16.5		和室会議室	37.4	15畳
便所	54.0		浴室	18.2	
その他施設	108.0		脱衣室	18.2	
			便所	18.2	
			<その他> 455.94㎡		
<児童福祉施設> 35.1㎡			事務室	53.3	

相談室	16.2		公使室	53.3	
プレイルーム	18.9		通路他	267.04	
			機械室	82.3	

(6) 事業費 104,895千円

<内訳>

- ・本体工事 94,883千円
- ・水道負担金 27千円
- ・設計監理費 2,833千円
- ・備品 3,242千円
- ・事務費 3,910千円

(7) 財源内訳

- ・国庫支出金 10,000千円
- ・起債 54,300千円(償還は、全額中之条町負担)
- ・県補助金 2,400千円
- ・町村負担金 38,195千円(中之条町90%、残り10%を7町村人口割)

- 合計 104,895千円
- (8) 運営方法 当初広域圏運営。文化会館完成後、中之条町に管理運営委託。
- (9) 22年度管理委託料 2,135,800円（使用料を全額委託料として支出）
- (10) 平成22年度利用実績

利用区分	会議・研修会	催物・展示会	自主事業	その他
件数	124	85	84	177
利用人数	6,162	16,170	898	3,810

16 勤労青少年ホーム

- (1) 名称 吾妻郡勤労青少年ホーム（吾妻郡文化会館に併設）
- (2) 建設場所 中之条町大字西中之条字永田原135番地
- (3) 建設年度 昭和49年3月完成（昭和48年度単年事業）
供用開始 昭和49年7月2日
R C造856.4㎡（福祉センターの2階部分）

(4) 施設の内容

施設の名称	面積 (㎡)	備考	施設の名称	面積 (㎡)	備考
体育室	171.0		音楽室	75.9	
講習室	68.6	24畳	娯楽談話室・ホール	83.8	
集会室	38.5		シャワールーム	17.6	
図書室	127.1		便所	36.8	
料理講習室	60.2		通路他	138.2	
事務室	38.5				

- (5) 事業費 73,599千円

<内訳>

- ・ 本体工事費 69,566千円
- ・ 設計監理費 2,177千円
- ・ 備品 1,774千円
- ・ 事務費 82千円

(6) 財源内訳

- ・ 国庫支出金 5,500千円
- ・ 県補助金 5,500千円
- ・ 起債 40,000千円（償還は、全額中之条町）
- ・ 一般財源 22,599千円
（中之条町90%、残り10%を7町村人口割）

- (7) 運営方法:当初広域圏運営。文化会館完成後、中之条町へ管理運営委託。
- (8) 平成22年度利用実績 1,700人

17 海の家

- (1) 名称 吾妻広域町村圏振興整備組合海の家
- (2) 設置場所 新潟県長岡市寺泊金山217番地
- (3) 建設年度 昭和54年6月完成（昭和53・54年度の2ヶ年継続事業）
供用開始 昭和54年7月10日
- (4) 敷地面積 4,300.15㎡
- (5) 建物 R C造2階建 1,390.09㎡
- (6) 施設内容 (㎡)

<1階>			<2階>		
施設の名称	面積	備考	施設の名称	面積	備考
食堂	182.78		宿直室	20.24	
野菜乾物倉庫	9.44		宿泊室	178.20	9部屋
厨房	49.05		ポイラー室	21.60	
女子更衣室	30.00		P.S	0.60	
男子更衣室	28.80		保健室	19.80	
浴室(男女各1)	57.60		従業員室	19.94	
			階段室	22.02	
			洗面室	12.62	
			引率者室	60.23	3部屋
			洗濯室	19.40	
			宿泊室	178.20	9部屋
			廊下	108.00	

女子更衣室	23.20	便所	45.76	布団倉庫	6.48
男子更衣室	23.68	物置	6.90	便所	24.31
洗面室	9.20	階段室	12.08		
物入れ	1.53	下足室	25.38		
廊下	115.55	玄関	45.73		
事務室	31.76				

<別棟>

- 倉庫（ブロック造1F）18.94㎡（昭和54年度建設）
- 監視員棟（木造1F）21.53㎡（平成4年度建設）

(7) 工事費

- <昭和48年度> 16,023.8千円
- 土地購入費 8,510千円（6,090㎡）
 - 造成工事 3,732.5千円
 - 設計委託料 3,000千円
 - 水道負担金 250千円

財源内訳	事務費	531.3千円
＜昭和53・54年度＞	全額町村負担金	
	196,420	千円
	本体工事	180,330 千円
	倉庫	1,670 千円
	電話	92 千円
	設計管理	3,150 千円
	備品	8,268.8千円
	事務費	2,909.2千円
財源内訳	起債	163,600 千円
	町村負担金	32,820 千円 (人口割)

(8) その他

- 昭和56年度 寺泊バイパス道新設工事に伴う用地売却
1,793.53㎡ (13,701.72千円) (擁壁工事に充当)
- 昭和57年度 寺泊バイパス道新設工事に伴う用地売却
85.11㎡ (617.18千円) (擁壁工事に充当)
- 平成3年度 隣地民家建設同意書作成に伴い境界の土地を受ける。

平成4年度	監視員棟新築	木造1F	21.53㎡ (3,718.3千円)
平成9年度	建物改修工事	外壁塗装、冷凍庫設置等	(17,345千円)

- 平成16年度 高架水槽取替・部屋内装等工事 (8,499,750円) (ふるさと基金)
- 平成22年度 手摺ベランダ他施設改修工事 (4,305,000円)
- 平成22年度 下水つなぎ込み工事 (5,764,500円)

(9) 平成22年度利用実績

項目	説明	利用者の状況	部屋代收入
臨海学校	7月21日から7月31日の11日間	661人	661,000円
一般開放	7月20日から7月21日の2日間 7月31日から8月14日の15日間	602人	635,000円
通算 開家期間	28日間	1,263人(1日平均45.1人)	1,296,000円

18 文化会館

- (1) 名称 吾妻郡文化会館 (福祉センター・勤労青少年ホーム併設)
- (2) 設置場所 中之条町大字西中之条字永田原135番地
- (3) 建設年度 昭和50年9月完成 (昭和49・50年度の2ヶ年継続事業)
オープン 昭和50年11月19日
- (4) 敷地面積 13,699㎡ (中之条町から無償借受)
- (5) 建物 RC造2階一部3階建 2,321.56㎡
- (6) 施設内容

施設の名称	面積 (㎡)	備考	施設の名称	面積 (㎡)	備考
大ホール	582.7	864席	調光音響室	42.1	
舞台	417.6		機械室	164.8	
映写室	43.79		倉庫・洗面所	125.3	
楽屋	66.0		便所	67.2	
展示室	33.4		通路その他	332.68	
ロビー	403.0		事務室	43.79	

(7) 事業費 440,882千円

＜内訳＞

- ・ 本体工事 175,000千円
- ・ 電気設備 75,000千円
- ・ 空調設備 79,700千円
- ・ ホール椅子工事 13,954千円

- ・ 緞帳 10,000千円
- ・ 絞り緞帳 2,340千円
- ・ 舞台吊物 14,590千円 (スクリーン含む)
- ・ 舞台照明大道具 13,410千円
- ・ 舞台照明 7,000千円
- ・ 雑幕 2,600千円
- ・ 植栽工事 3,410千円
- ・ 外構工事 23,000千円
- ・ 設計管理 10,434千円
- ・ 事務費 2,554千円

(8) 財源内訳

- ・ 国庫支出金 44,000千円
- ・ 県補助金 30,000千円
- ・ 起債 180,000千円
(償還は、全額中之条町負担)
- ・ 寄付金 38,410千円
- ・ 町村負担金 148,472千円
(中之条町90%、残り10%を7町村人口割)

(9) リニューアル工事の状況

＜平成8年度＞

●舞台照明設備工事			
・事業費		96,600千円	
財源内訳	起 債	72,400千円	
	一般財源	24,200千円	(中之条町負担)
＜平成9年度＞			
●空調設備工事			
・事業費		146,234千円	
設計監理		4,725千円	
工事費		141,509千円	
財源内訳	起 債	108,200千円	

	一般財源	38,034千円	(中之条町負担)
(10) 運営方法	中之条町に管理運営委託。		
(11) その他	敷地購入及び造成については、中之条町が実施(101,111.5千円)。		
(12) 平成22年度利用実績			
・貸 館	43件	入場者数	22,105人
・自主事業	8件	入場者数	7,218人
(13) 平成22年度管理委託料	812,680円		

19 視聴覚ライブラリー

- (1) 事業開始年度 昭和49年度
- (2) 設立経緯
 - ①昭和29年任意団体「吾妻郡教育フィルムライブラリー」として発足し、吾妻教育事務所内に事務局を設ける。
 - ②昭和49年4月、国庫補助金を受けるため、広域圏事業となる。事務及び事業については吾妻教育事務所で継続して行う。
 - ③平成12年4月、「ツインプラザ」オープンに伴い、視聴覚資料、映写機等の備品を吾妻郡図書館に移設し貸出しを開始する。
 - ④平成13年4月、事務及び事業とも吾妻郡図書館に移行する。
また、ホームビデオの普及により、視聴覚教育も16ミリフィルムからビデオテープへと移行してきたことに伴い、吾妻圏域独自の文化・

歴史などの地域文化の学習に多に役立てるため、平成元年度から新たな事業としてビデオテープを活用した事業も加え、ビデオカメラ、編集機及びビデオプロジェクターの整備や、これら機器の取り扱いやカメラ技術等の研修会を実施し、さらなる視聴覚教育の充実を目指す。

- (3) 16ミリ映画フィルム等の利用状況(平成22年度)
 - ・全フィルム・ビデオ保有本数 社会教育432本、学校教育271本
 - ・平成22年度購入備品 DVD 7本
 - ・平成22年度 利用実績

学校教育		社会教育		計	
件数	本数	件数	本数	件数	本数
39	120	40	79	79	199

- (4) 講習会等の実施状況(平成22年度)

行 事 名	期 日	参加人員	会 場	内 容
視聴覚教育メディア研修	22.8.4	6	ツインプラザ	視聴覚教育メディア総論ほか
	22.8.5	6	〃	映像機器・映像教材等の操作
映画等試写会	22.11.26	12	〃	21年度購入ビデオ検討試写会
機材・教材の整備	23.2.18	12	〃	フィルム洗浄(238本)

20 ツインプラザ

ツインプラザは、文字どおり吾妻郡図書館(図書館棟)と吾妻郡学習センター(生涯学習棟)の二つの施設を併せ持った生涯学習のための複合施設です。図書館には11.7万冊の蔵書、AV関連ソフト(CD、DVD、ビデオテープ等)1万タイトル、CD-ROMライブラリー、インターネット閲覧専用パソコン、点字・文字・音声変換システムなど豊富な情報と多くのマルチメディア機器を備え、また、生涯学習棟には、190席の収納型可動椅子・250インチのビデオプロジェクター・昇降舞台を持つ多目的ホール、パソコン15台のOA学習室、CD製作

もできる音楽スタジオ、陶芸窯2基を備えた工芸室等があり、様々な文化活動に対応できる創造と交流の拠点です。

- (1) 名 称 ツインプラザ
- (2) 設置場所 中之条町大字伊勢町1005番地1
- (3) 建設年度 平成12年4月完成
(平成9(設計)・10・11年度の3ヶ年継続事業)
オープン 平成12年4月14日

駐車場整備 1,320.0㎡（土地購入を含む）：平成12年度事業

(4) 敷地面積 13,737.26㎡（内12,417.26㎡は中之条町から無償借受）

(5) 建物 RC造2階一部3階建 5,818.19㎡

(6) 施設内容

施設の名称	面積 (㎡)	備考	施設の名称	面積 (㎡)	備考
図書館	964.21		リハーサル室	68.49	
ビックホール	252.90		和室会議室	75.37	2部屋
交流ホール	405.00	可動椅子190席	研修室	146.54	3部屋
大会議室	150.01		音楽スタジオ・練習室	135.18	録音室・楽器庫を含む
ラウンジ	317.24		工芸室	103.83	
OA学習室	133.85		事務室	216.41	教育委員会事務室

(7) 事業費 2,822,096千円

<内訳>

・建築工事	484,490千円
・電気設備工事	178,173千円
・機械設備工事	376,215千円
・舞台関係工事	120,540千円
・マルチメディア関係工事	284,882千円
・電話設備工事	198千円
・植栽工事	5,040千円
・防火水槽工事	3,150千円
・水道新設工事	410千円
・電気設備追加工事	1,575千円
・駐車場舗装工事（12年度事業）	12,296千円
・水道加入料	525千円
・電話回線設置	535千円
・駐車場用地購入費（12年度事業）	76,098千円（1,320㎡）
・図書購入費	100,165千円
・ビデオ、CD等購入費	22,050千円
・ピアノ等楽器購入費	14,388千円
・会議室等椅子、机購入費	38,541千円
・その他備品購入費	13,536千円
・事務費	64,381千円
・既存図書移管委託料	1,890千円
・防犯警備委託料	77千円
・パンフレット作成委託料	1,575千円
・設計監理	81,165千円
・一般事務費	1,949千円

・落成式関係（12年度） 1,381千円

・イベント関係（12年度） 1,450千円

(8) 財源内訳

・県補助金 778,431千円

・起債 1,871,200千円

・寄付金 1,000千円

・町村負担金 171,455千円

（中之条町97%、残り3%を旧7町村人口割）

(9) 年度別事業費 (単位：千円)

年度	事業費	県補助金	起債	一般財源	寄付金
9	59,115	14,778	44,300	37	
10	243,589	60,587	155,700	26,302	1,000
11	2,428,167	703,066	1,671,200	53,901	
12	91,225			91,225	
計	2,822,086	778,431	1,871,200	171,455	1,000

(10) 図書貸出システム入替事業（20年度） 10,237,500円（ふるさと基金）

(11) 運営方法 中之条町に管理運営委託。

(12) 平成22年度管理委託料 3,795,200円

(13) 平成22年度利用実績

【生涯学習施設】

	大会 議室	研修室	和室	OA 学習室	視聴 覚室	工芸 室	音楽 室	交流 ホール	リハ ール室
利用件数(件)	560	1,647	976	116	420	394	272	331	687
利用者数(人)	12,698	19,318	6,096	1,364	9,172	4,868	1,653	17,282	6,057

【図書館】（開館日数283日）

	人数(人)	日平均
入館者総数	197,025	696
図書カード登録者総数	20,361	—
図書等貸出し利用者数	64,744	228

	貸出し総数	日平均	蔵書数	不明数累計
図 書	163,807冊	579冊	116,888	1,416
C D	23,671タイトル	84タイトル	5,076	64
ビデオ・DVD・LD	33,494タイトル	117タイトル	4,912	34

21 中之条病院（中之条病院事業会計）

- (1) 経緯 昭和40年11月に吾妻郡医師会立中之条病院として開設されたが、のちに同会から吾妻郡の精神保健医療の充実のため時代にあった病院建設について吾妻郡町村会及び吾妻広域町村圏振興整備組合に対し財政面の要請があり、県の指導のもとに国県補助金等が検討された結果、県の許可に基づき公立民営方式（運営を医師会に委託）の病院として国県補助金・起債等による病院建設を経て昭和53年3月31日診療開始となった。
- (2) 名称 吾妻広域町村圏振興整備組合立中之条病院（公立民営）
- (3) 設置場所 中之条町大字五反田3,891番地
- (4) 建設年度 昭和53年3月完成（昭和52・53年度の2ヶ年継続事業）（第1期工事） 診療開始 昭和53年3月31日
- (5) 診療科目 精神科、神経科、内科、外科（内科、外科はH6年4月1日に追加）
- (6) 病床数 223床（昭和60年1月9日に老人病棟63床を追加）
- (7) 敷地面積 16,200㎡（吾妻郡医師会から無償借受）
- (8) 運営方法 指定管理者制度により吾妻郡医師会が運営。（平成18年9月～）
- (9) 会計 公営企業会計
- (10) 建物 R C造2階建一部B F 3,979.5㎡（第1期工事）
R C造1階建 1,253.305㎡（第2期工事）
木造1階建 243.04㎡（第3期工事）
- (11) 第1期事業費 586,017千円
建設年度 昭和52・53年度の2ヶ年継続事業
<内訳>
・本体工事 544,900千円
・厨房設備 5,000千円
・医療器械 6,400千円
・備品 6,846千円
・事務費 22,871千円
第1期工事財源内訳
・国庫支出金 1,344,483千円
（建物133,531千円、医療器械・備品952千円）
・県補助金 40,000千円
・起債 347,600千円
（建物338,900千円、医療器械8,700千円）
・町村負担金 63,934千円
（100%旧8町村人口割） ※医師会より寄附金として返還

- (12) 第2期工事 老人病棟増設
建設年度 昭和59年12月完成 診療開始 昭和60年1月9日
増床数 63床
建物 R C造1階建 1,253.305㎡（老人病棟1棟）
事業費 266,401.2千円
・本体工事費 176,893千円
・付帯設備 60,547千円
・雑工事 25,000千円
・設計監理費 3,150千円
・医療器械 811.2千円
財源内訳
・国庫支出金 48,232千円
（建物47,858千円、医療器械374千円）
・起債 137,000千円（全額建物）
・一般財源 81,169.2千円
（内町村負担金33,000千円、人口割） ※医師会より寄附金として返還
- (13) 第3期工事 医師研修棟ほか新增築工事
建設年度 平成19年3月完成（平成18年度事業）
事業費 53,104千円
・設計監理費 2,762千円
・医師研修棟新築工事 木造1階建243.04㎡ 39,140千円
・薬局増築工事（管理棟） 鉄骨造1階建18.0㎡ 5,963千円
・渡り廊下新設工事 鉄骨造1階建31.35㎡ 2,777千円
・その他附帯工事 2,462千円
財源 全額内部留保資金

(14) 施設内容

施設の名称	面積（㎡）	備 考
管理棟	766.0	第1期工事(昭和52・53年度)※18年度18.0㎡増築
病床棟	2,813.0	第1期工事(昭和52・53年度)
診療棟	418.5	第1期工事(昭和52・53年度)
老人病棟	1,253.305	第2期工事(昭和59年度)
医師研修棟	243.04	第3期工事(平成18年度)

(15) 平成22年度事業実績

項 目	説 明
1日当たり平均入院患者数	208人
〃 外来患者数	23人

22 東部火葬場

- (1) 名称 吾妻郡東部火葬場・なかのじょう聖苑
 (2) 設置場所 中之条町大字西中之条字宮沢1, 501番地1
 (3) 建設年度 平成6年10月完成(平成4・5・6年度の3ヶ年継続事業)
 供用開始 平成6年11月1日(管理運営は、中之条町に委託)
 (4) 敷地面積 8005.74m²
 (5) 建物 RC造1階一部2階建 1,789.02m²
 (6) 工事費 1,388,545千円
 <内訳> 土地購入費 20,719千円(土地購入16,034千円、立木補償金4,685千円)
 本体工事 924,837千円
 火葬炉工事 73,336千円
 造成工事 72,975千円
 進入路工事 133,161千円
 (土地購入2,709.1m²、5,418千円。立木補償金627千円、合計6,045千円を含む。なお、完成後町道として管理してもらうため中之条町に移管。)
 外構・駐車場工事 53,457千円
 (駐車場9,167千円、建物回り外構44,290千円)
 設計監理委託料 53,457千円
 (建物45,114千円、造成8,343千円)
 地盤調査委託料 1,957千円
 造園植栽工事 9,507千円
 案内標識設置 2,257千円
 水道・電話加入金 665千円(水道515千円、電話150千円)
 地元補償金 25,000千円
 備品購入 16,286千円
 (祭壇6,705千円、斎場用椅子3,824千円、コト-機他5,757千円)
 消耗品 229千円(茶器等)
 事務費 702千円(落成式典523千円他)
 ※平成11年度 土地購入370.27m²(1,760千円)
 (7) 財源内訳 起債 927,900千円
 (県資金84,400千円、運用部資金843,500千円)
 町村負担金 460,645千円
 合計 1,388,545千円
 (造成費50%8ヶ町村、残り50%を東部4ヶ町村人口割、建物75%を東部4ヶ町村人口割、25%を8ヶ町村人口割)
 (8) 施設内容 (m²)

施設の名称	面積	備考	施設の名称	面積	備考	施設の名称	面積	備考
<火葬棟> 789.69			休憩室	13.53	職員用	身障者便所	7.59	
告別ホール	95.00		便所	2.16	職員用	女子便所洗面	27.20	
炉前ホール	66.00		浴室	3.60	職員用	男子便所洗面	28.20	
作業室	131.25		洗面所	3.00	職員用	<斎場棟> 431.98		
収骨室	60.00		廊下	10.56	作業用	斎場	184.00	
霊安室	16.65		監視室	22.50		ホール	120.00	
汚物炉室	27.00		2階機械室	172.35		僧侶控室	20.90	
前室	50.25	2室	2階階段	17.84		前室	6.87	
空調機械室	33.00		<待合棟> 567.35			空調機械室	26.12	
倉庫	12.25		待合ホール	107.25		休憩室	11.40	
通路	30.00		ホール廊下	233.22		売店	5.76	
風除室	15.00		待合室	142.29	32畳 2室	事務室	26.00	
機械室	7.75		湯沸室	21.60		風除室	16.50	
						倉庫	14.43	2室

・火葬炉2基・汚物炉1基・休憩室2・斎場140席

(9) 吾妻郡東部火葬場使用料一覧表

施設等の名称	種別	単位	使用料(円)		備考
			圏内	圏外	
火葬炉	12歳以上の遺体	1体	10,000	30,000	
	12歳未満の遺体	1体	5,000	20,000	
	生後1月未満の遺体、死産 児及び体の一部	1体	3,000	10,000	体の一部については個人の 申込及び圏域内に限る。
	胎盤、 産じょくの類	10kg未満	3,000	9,000	個人の申込及び圏域外は特別 な場合に限る。
		10~20kg未満	5,000	15,000	
	20~30kg未満	7,000	21,000		
斎場	告別式・通夜式	1回	50,000	150,000	
霊安室	安置	1回	3,000	10,000	24時間を1回とする。
待合室	火葬・通夜式によるもの	1回	2,000	6,000	1回の使用時間は2時間30分以内。
	通夜によるもの	1回	10,000	50,000	17時から翌日8時までを使用 時間とし、これを1回とする。

(10) 平成22年度利用実績

項目	利用件数	内 圏外利用件数
火葬場	625件	6件
特別炉	305件	4件
斎場	128件	1件
待合室	625件	6件
霊安室	42件	4件

- ・委託料総額 29,717千円
- ・使用料収入 15,453千円

23 西部火葬場

- (1) 名称 吾妻郡西部火葬場
- (2) 設置場所 草津町大字草津字滝尻原641番地38
- (3) 建設年度 昭和56年3月完成(昭和55年度 単年度事業)
供用開始 昭和56年4月1日(管理運営は、草津町に委託)
- (4) 敷地面積 1,063m²
- (5) 建物 R C造1階一部2階建 315.54m²
- (6) 工事費 136,006千円
 - <内訳> 土地購入費 15,945千円(草津町より購入)
 - 本体工事 100,740千円
 - 火葬炉工事 12,500千円
 - 雑工事 517千円
 - 設計監理委託料 3,922千円
 - 事務費 2,382千円
- (7) 財源内訳 起 債 89,600千円
町村負担金 46,406千円(人口割)
合 計 136,006千円
- (8) 施設内容

施設の名称	面積(m ²)	備 考	施設の名称	面積(m ²)	備 考
炉前ホール及び焼香ホール	81.54		事務室及び職員休憩室	18.0	
休憩室及び談話室	108.0	休憩室24畳	機械室	18.0	
霊安室	13.5		倉庫	13.5	
便所	18.0		炉上屋	45.0	

- ・火葬炉1基、汚物炉1基、休憩室1
- (9) 平成22年度利用実績208件(内圏域外6件)
- ・管理運営委託料総額16,809千円(草津町へ) 使用料収入2,197千円
- (10) 吾妻郡西部火葬場使用料一覧表

施設等の名称	種 別	単 位	使用料(円)		備 考
			圏内	圏外	
火葬炉	12歳以上の遺体	1体	10,000	30,000	圏内・圏外の区分は、死亡した人、届出人及び喪主の住所地をもって行う。
	12歳未満の遺体	1体	5,000	20,000	
	生後1月未満の遺体、死産児及び体の一部	1体	3,000	10,000	体の一部については個人の申込及び圏域内に限る。
	胎盤、産じよくの類	10kg未満	3,000	9,000	個人の申込及び圏域外は特別な場合に限る
		10～20kg未満	5,000	15,000	
20～30kg未満		7,000	21,000		
休憩室 談話室	斎場として使用する場合	1回	2,000	6,000	火葬炉と同時使用の場合を除く。1回3時間とし、1時間までを増すごとに30%増し。

24 救急医療

(1) 事業の趣旨：圏域の救急医療体制の向上を図るため、1次救急(在宅当番医制を吾妻郡医師会に委託)及び2次救急(救急指定5病院の病院群輪番制当番医に対し補助金の交付)の体制強化を推進する。

(2) 事業開始年度

- ・1次救急 昭和53年度(在宅当番医制、日曜祭日及び年末年始の昼間に開業)
- ・2次救急 昭和56年度(病院群輪番制、夜間は通年開業及び日曜祭日及び年末年始の昼夜間開業)

◆2次救急を開始するに当たり各病院の施設設備充実のための補助金を交付。

施設費補助金 20,430千円(内県補助金13,620千円)

設備費補助金 20,000千円(内県補助金13,332千円)

◆昭和63年度に医療器械器具購入補助金18,000千円

(原町赤十字病院) (内県補助金12,000千円)

(3) 1次救急参加病院(平成22年度) 20病院

<中之条町> 6病院		小池医院	内科	<嬭恋村> 2病院	
平田医院	内科	吾妻脳外循環科	内科	嬭恋村診療所	内科
後藤医院	内科	原町赤十字病院	外科	櫻井クリニック	内科
田島病院	内科	東吾妻町診療所	内科	<草津町> 4病院	
家崎医院	内科	<長野原町> 3病院		布施医院	内科
吾妻さくら病院	内科/外科	長生病院	内科	草津外科内科クリニック	内科
しまだ医院	内科	桜井医院	内科	草津温泉松岡医院	内科
<東吾妻町> 5病院		長野原診療所	内科	草津こまくさ病院	内科
加地医院	内科				

(4) 2次救急参加病院（平成22年度）5病院（患者数は、当番日以外の救急も含む。）

<中之条町>		当番 日数	入院 患者数	外来 患者数	計 (人)	補助金交付額 (千円) ※1
吾妻さくら病院	内科, 外科	161日	38	696	734	3, 220
田島病院	内科	55日	4	83	87	1, 100
<東吾妻町>						
原町赤十字病院	内科, 小児科, 外科他	143日	366	1, 285	1, 651	2, 860

<長野原町>		当番 日数	入院 患者数	外来 患者数	計 (人)	補助金交付額 (千円) ※1
長生病院	内科, 小児科, 外科等	55日	11	28	39	1, 100
<草津町>						
草津こまくさ病院	内科, 整形外科, 泌尿器科	22日	3	16	19	440
合 計		436日	422	2, 108	2, 530	8, 720

※1 補助金額（22年度） 当番1日当たり20,000円

25 介護認定審査事業

(1) 経 緯

平成9年12月の介護保険法成立に伴い、二次判定審査が平成11年10月より始まりましたが、二次判定審査会業務における審査の公平性・中立性及び審査委員選定の透明性の確保、並びに広域処理による事務の効率化の観点から吾妻広域町村圏での事業としました。

(2) 審査委員（3合議体制） 24人（任期23年4月～25年3月）
（平成23年4月1日現在）

合議体	氏 名	推薦別	業種（職種）	所 属
第一合議体	陽田 治	医師会	医療（医師）	しまだ医院
	桑原 政男	医師会	医療（医師）	桑原整形外科クリニック
	高嶺 一雄	医師会	医療（医師）	沢渡温泉病院
	関谷 務	医師会	医療（医師）	中之条病院
	平石 恒男	中之条町	保健（理学療法士）	沢渡温泉病院
	林 克徳	中之条町	福祉（社会福祉法人事務局長）	中之条町社会福祉協議会
	山野峯子	東吾妻町	福祉（介護福祉士）	在宅
	後藤 盛和	高山村	福祉（介護福祉士）	りんどうの里
第二合議体	布施 正博	医師会	医療（医師）	布施医院
	犬塚 守人	医師会	医療（医師）	長生病院
	櫻井 慶一	医師会	医療（医師）	櫻井クリニック
	松岡 敏夫	医師会	医療（医師）	草津温泉松岡医院
	小林 柳一	長野原町	福祉（福祉施設長）	からまつ荘
	黒岩 紀子	嬭恋村	福祉（介護福祉士）	在宅
	宮前 正	長野原町	保健（薬剤師）	(有) 宮前薬局
	下谷 守	旧六合村	保健（理学療法士）	旧六合村診療所

第三合議体	氏 名	推薦別	業種（職種）	所 属
	田島 郁文	医師会	医療（医師）	田島病院
	竹澤 二郎	医師会	医療（医師）	原町赤十字病院
	三浦 進	医師会	医療（医師）	後藤医院
	桜井 洋	医師会	医療（医師）	けんもち医院
	田村 りい子	中之条町	福祉（福祉施設長）	やまゆり荘
	佐藤 義彦	東吾妻町	福祉（評議員）	在宅
	唐沢 つな子	東吾妻町	保健（看護師）	在宅
宮崎 直樹	草津町	福祉（介護福祉士）	草津こまくさ病院	

(3) 審査委員報酬：審査会1回につき15,000円（平成22年度 計7,185千円）
(4) 平成22年度要介護認定件数 (件)

町	中之条町	長野原町	嬭恋村	草津町	高山村	東吾妻町	合計 (件)	割合 (%)	1次判定 からの 変更割合
2次判定 自立	2	0	2	1	3	2	10	0.3	10.0%
要支 援1	1	228	43	62	85	36	595	15.0	21.5%
	2	183	51	101	57	33	580	14.6	31.6%
要介 護	1	274	57	131	81	52	818	20.6	21.9%
	2	192	51	105	60	32	642	16.2	25.2%
	3	147	45	103	33	30	512	12.9	22.1%
	4	149	26	61	29	32	441	11.1	24.3%
	5	104	34	47	16	33	370	9.3	16.2%
再調査	1	0	0	0	0	1	2	0.1	
計	1,280	307	612	362	251	1,158	3,970	100.0	23.5%

(5) 審査会開催回数 99回

26 障害者判定等市町村審査会

(1) 経 緯 平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、二次判定審査が18年9月より始まりました。審査会業務における審査の公平性・中立性及び審査委員選定の透明性の確保、並びに広域処理による事務の効率化の観点

から吾妻広域町村圏での事業としました。

(2) 審査委員報酬
審査会1回につき10,000円（平成22年度 計530千円）

- (3) 審査会開催回数 12回
- (4) 審査委員 (1合議体制) 6人 (平成23年4月1日現在)
- (任期23年4月～25年3月)
- (5) 平成22年度認定件数(身体 32件、知的113件、精神9件)



2次判定	町村	中之条町	長野原町	嬭恋村	草津町	高山村	東吾妻町	合計	割合 (%)	1次判定からの変更割合
自立(非該当)		0	0	0	0	0	0	0	—	—
区分	1	1	0	1	0	0	0	2	1.3	—
	2	7	2	3	1	0	2	15	9.7	37.5%
	3	7	0	6	3	1	5	22	14.3	92.3%
	4	4	4	4	1	3	3	19	12.3	100.0%
	5	5	7	6	3	5	4	30	19.5	93.1%
	6	17	8	9	7	6	19	66	42.9	60.4%
再調査		0	0	0	0	0	0	0.0		
計		41	21	29	15	15	33	154	100.0	74.3%

合議体	氏名	推薦別	職種(区分)	所属
第一合議体	関谷 務	医師会	医師(精神)	中之条病院
	真塩 清	医師会	医師(身障)	沢渡温泉病院
	吉沢 市朗	町村	福祉施設長(知的)	ほほえみ工舎
	平石 恒男	町村	理学療法士(身障)	沢渡温泉病院
	小林 雅春	町村	看護師長(精神)	中之条病院
	中曾根良雄	町村	養護教諭(知的)	中之条小学校

27 障害者相談支援事業委託事業

(1) 事業の趣旨

障害者自立支援法第77条第1項の規定により、平成19年4月から市町村で相談支援事業を行うことになりましたが、圏域の障害者の実態を勘案し、事務の効率化の観点から相談支援専門員の設置に関する指定相談支援事業者との業務委託について共同事務処理することになりました。

(2) 事業の名称 あがつま相談支援センター

(3) 事業所の位置 東吾妻町大字矢倉581-1番地(旧岩島幼稚園)

(4) 専門員の数 2名((社福)ワヂンの村・(社福)愛星会に委託)

(5) 事業費 10,972,000円 (22年度)

事業委託金 10,852,000円 (大原荘、山鳩学園)

施設使用料 120,000円

28 ふるさと市町村圏事業

- (1) ふるさと市町村圏選定年月日
平成4年9月1日
- (2) 基金の名称
あがつまふるさと市町村圏基金
- (3) 基金の造成年度及び金額
平成4年度、10億円
- (4) 出資割合：吾妻広域町村圏振興整備組合規約第14条による経常的経費に係る負担金の分賦割合により、均等割20%、人口割50%、基準財政需要額割30%と定める。
- (5) 事業及び基金運用益 (右表)

年度	事業名等(▼:受託事業)	事業費(A)	前年度繰越金・基金利子等		翌年度繰越額(B+C)-(A)
			基金利子(B)	その他収入及び前年度繰越金(C)	
5	吾妻観光情報誌「CAO!創刊号」の発刊(2万部)	20,000,000	30,661,310	0	10,661,310
6	吾妻観光情報誌「CAO!2号」の発刊(2万部) 観光写真展協賛負担金	24,350,000 300,000	25,175,233	10,661,310	11,186,543
7	吾妻観光情報誌「CAO!3号」の発刊(1万8千部) ▼特産品特集号2万部発刊(吾妻物産振興協会受託事業) ▼川原湯温泉特集号2万部発刊(旧建設省受託事業)	17,800,000 3,090,000 2,400,000	11,004,676	11,186,543 3,090,000 2,400,000	4,391,219
8	吾妻観光情報誌「CAO!4号」の発刊(1万5千部) ▼特集ふるさと中之条(中之条紀行)の原稿作成	10,000,000 978,500	6,114,841	4,391,219 978,500	506,060

(6) 事業開始年度 平成5年度
出資額内訳

町村名等	出資額等	町村名等	出資額等
旧中之条町	207,064千円	草津町	103,087千円
旧東村	54,077千円	旧六合村	55,303千円
旧吾妻町	176,559千円	高山村	69,090千円
長野原町	95,321千円	群馬県 (補助金)	100,000千円
嬭恋村	139,499千円		

9	吾妻観光情報誌「CAO!5号」原稿作成	3,990,000	5,655,654	506,060	2,171,714
	▼中之条紀行1万部発刊(中之条町受託事業)	2,992,500		2,992,500	
10	吾妻観光情報誌「CAO!5号」の発行(1万5千部)	5,985,000	5,763,200	2,171,714	1,949,914
11	吾妻観光情報誌「CAO!6号」の原稿作成	3,990,000	4,556,291	1,949,914	2,516,205
12	吾妻観光情報誌「CAO!6号」の発刊(8千部)	3,990,000	4,216,198	2,516,205	2,742,403
13	吾妻観光情報誌「CAO!7号」の原稿作成	3,990,000	7,688,855	2,742,403	6,441,258
14	吾妻観光情報誌「CAO!7号」の発刊(8千部)	5,754,000	60,991,321	6,441,258	61,678,579
15	吾妻観光情報誌「CAO!8号」の発刊(8千部)	9,954,000	30,038,626	61,678,579	81,763,205
16	吾妻観光情報誌「CAO!9号」の原稿作成	4,798,500	12,846,249	81,763,205	77,904,212
	吾妻広域観光推進事業(首都圏観光メディア記者招待会) 海の家・高架水槽取替・部屋内装等工事(p.15参照)	3,406,992 8,499,750			
17	吾妻観光情報誌「CAO!9号」の発行(8千部)	4,798,500	30,500,083	77,904,212	77,687,795
	吾妻広域観光推進事業(首都圏観光メディア記者招待会) 養護老人ホーム新築工事(p.25参照)	3,500,000 22,418,000			
18	吾妻観光情報誌「CAO!10号」の原稿作成	4,798,500	31,045,963	77,687,795	77,357,285
	広域観光推進事業(吾妻の温泉の街づくりフォーラム) 吾妻郡獣肉処理加工施設建設事業負担金(総事業費39,302,787円)	2,231,186 24,346,787			
19	吾妻観光情報誌「CAO!10号」の発行(8千部)	4,798,500	20,738,412	77,357,285	93,297,197
20	吾妻郡図書館 図書貸出システム入替業務委託料	10,237,500	2,669,995	93,297,197	80,265,400
	平成19年度 獣肉処理加工施設運営費負担金	5,464,292			
21	平成20年度 獣肉処理加工施設運営費負担金	5,088,768	5,024,349	80,265,400	79,501,006
	吾妻広域ホームページ作成管理委託料 獣肉処理加工施設への個体運搬費補助金	593,975 106,000			
22	平成21年度 獣肉処理加工施設運営費負担金	6,075,454	36,108	79,501,006	53,330,660
	獣肉処理加工施設への個体運搬費補助金 養護老人ホーム自動消火装置設置工事(総事業費42,000,000円)	131,000 20,000,000			

29 町村共有林維持管理事業

(1) 共有山林の所有及び管理運営の沿革

明治39年に吾妻郡の財産造成と造林事業奨励の目的で、国有林に対して吾妻郡が部分林契約(分収歩合2官8民)を行い、同年造林事業に着手し、大正2年までに岩下山、城岩の殆どの造林を完了する。

大正13年の郡制廃止に伴い、所有が県に移管され県有模範林として管理されることになりましたが、昭和29年地方自治体財政確立の目的で、郡内8ヶ町村の共有林として再び払い下げを受けました。

その後、計画的で合理的な施策を的確に行い、かつ地域の指導林及び模範林たる役割から、昭和37年10月に吾妻郡町村共有林維持管理組合を設立し管理運営及び経営を行ってまいりましたが、吾妻郡の一部事務組合統合計画により平成6年4月に吾妻広域町村圏振興整備組合に統合となり現

在に至っています。

(2) 共有山林の位置等

森林計画区	町村名	大字	字	地番	地目	面積	
						台帳(m ²)	実測(ha)
吾妻川	東吾妻町	岩下	岩下山	2,726番地の4	山林	385,312	39.06
	東吾妻町	岩下	岩下山	2,726番地の33	保安林	16,462	1.66
	東吾妻町	大戸	城山	2,367番地	保安林	153,719	15.37
	中之条町	四万	湯原川	811番地の1	山林	58,383	5.84
	合計					614,867	61.99

(3) 事業概要◆第10期経営計画(平成20年度～24年度)における事業◆

所在地	面積 (ha)	伐採面積(ha)		造林面積(ha)		
		主伐	間伐	更新	補植	保育
東吾妻町岩下字岩下山	40.72		32.22			
東吾妻町大戸字城山	15.43		4.98			0.10
中之条町四万字湯川原	5.84					



昭和32年、森林法の一部改正により公有林経営計画の策定制度が制定されたのを機会に経営計画が策定され、現在第10期に入っており、この計画に基づき事業を実施しております。なお、保育、間伐、造林等の事業施行については吾妻森林組合に委託しております。

◆平成22年度事業 保育間伐 12.03ha



30 養護老人ホーム

昭和46年8月1日に、老人福祉法による養護老人ホームとして「吾妻老人福祉施設組合」を開設、その後、吾妻圏域内の一部事務組合の統合が図られ平成6年4月1日に吾妻広域町村圏振興整備組合に統合となった。

- (1) 名称 吾妻養護老人ホーム
- (2) 設置場所 高山村大字中山6, 858番地の24
- (3) 供用開始 昭和47年4月1日
- (4) 定員 60名
- (5) 施設内容
 - ・敷地面積 16,220.71㎡ (高山村から無償借受)
 - ・建物延面積 3,069.19平方メートル (鉄骨造平屋建て)

施設の名称	面積 (㎡)	備考	施設の名称	面積 (㎡)	備考
居室(入所者60名) 60室全室個室	688.8	1部屋 11.48㎡	ラウンジ	62.5	
居室(ショートステイ3名)	34.4	3室個室 //	介護員室	39.3	
食堂兼集会室	198.5		医務室	8.4	
談話室	147.4	7箇所計	調理室	76.1	
浴室・脱衣室	67.2	2箇所計	会議室	45.3	
クラブ室	34.0		事務室・施設長室	40.5	

(6) 入所者の状況 (平成23年4月1日現在)

項目	説明	備考
入所者数	55名	男性19名・女性36名・圏域内35名・圏域外20名
平均在所期間	5年8ヶ月	男性5年5ヶ月・女性5年9ヶ月
平均年齢	82.4歳	男性80.3歳・女性83.6歳

(7) 主な工事費

▼スプリンクラー設置工事 (22年度)

工事費42,000千円 (一般財源22,000千円、ふるさと基金20,000千円)
設計業務委託料882千円 (一般財源)、監理委託料399千円 (一般財源)

31 消費生活センター

設立経緯

消費者の権利を尊重し、消費者の利益の擁護及び増進を図るべく設置された消費者庁によって消費者行政への関心が高まる中、群馬県内で唯一消費生活センターがなかった吾妻郡への消費生活センター設置に向け、郡内町村消費者行政担当者が協議を重ねてきました。

その結果、吾妻広域町村圏振興整備組合が事業主体となることなどを同理事会に提言、理事会の決定によって、22年4月開設いたしました。

▼施設の建替え 16・17年度継続事業により実施 (千円)

(歳出内訳)	全体	15年度	16年度	17年度
建築工事	459,288		244,580	214,708
電気工事	83,160		25,110	58,050
機械設備工事	144,375		58,950	85,425
小計	686,823		328,640	358,183
設計委託料	23,100	23,100		
県証紙代	120			120
工事監理	8,820		4,410	4,410
備品購入費	36,260			36,260
合計 (総事業費)	755,123	23,100	333,050	398,973

(歳入内訳)	全体	15年度	16年度	17年度
国庫支出金	162,690		78,735	83,955
県支出金	81,344		39,367	41,977
起債	388,100	18,400	171,400	198,300
繰入金(ふるさと基金)	22,418			22,418
一般財源	100,571	4,700	43,548	52,323
合計	755,123	23,100	333,050	398,973

(8) 介護保険導入の経緯

養護老人ホーム利用者は、加齢と共に介護度が重度化していく状況下において、介護保険料を納付しているにも拘わらず、介護保険を利用できないのは矛盾があること、また、措置費が一般財源化された事等から、平成18年4月1日付けで制度改正され、吾妻養護老人ホームにおいても、訪問介護事業所及び特定施設の指定を受けて、平成18年10月より訪問介護事業を開始した。

▼介護保険利用状況 (平成23年4月1日現在契約数)

契約者数45名 利用状況月平均 30.0名

- (1) 名称 吾妻郡消費生活センター
- (2) 設置場所 吾妻広域事務局内
- (3) 開設 平成22年4月1日
- (4) 相談員 2名 (吾妻広域嘱託職員)
- (5) 22年度相談件数 199件 (電話140件、来所59件)

32 農業共済（吾妻農業共済事務所は平成22年3月31日をもって廃止され、翌4月1日付けで群馬県農業共済組合吾妻支所としてスタートしました。）

(1) 農業共済統合再編
群馬県では、国の指導通達に基づき、昭和61年から平成元年にかけて組織再編を行い、広域市町村圏の枠組みを主体とした11農業共済組合に統合し、さらに平成2年にも旧郡の地域を越える新広域組合に再編整備が行われたが、平成11年の農業災害補償制度の改正によって、都道府県を1区域とする連合機能を併せ持った「特定組合」の設立が可能になった。

これまでの農業共済事業は、市町村もしくは事務組合等で行われており、国⇔連合会⇔組合等の3段階での組織体制（保険業務関係）であったが、多様化する自然災害への迅速かつ適切な対応を図り、農業経営の安定に向けた役割を果たす運営基盤を確保するため、県下全域を1組合でカバーする農業共済組合を設立し、国と直接保険業務関係を結ぶことができる「特定農業共済組合」への組織再編整備を行い、前橋市の旧群馬県農業共済組合連合会を本所とし、また既存の組合等をそのまま11支所として、22年4月より群馬県農業共済組合がスタートしました。

(2) これまでの経緯

- ・吾妻郡では、昭和33年度から51年度にかけ郡内全てが農協から町村に移譲
- ・その後、旧8ヶ町村の共済事業を共同処理で行うために昭和61年12月1日に一部事務組合「吾妻農業共済事務組合」を設立し、昭和62年度から事業実施してきました。
- ・吾妻郡内の一部事務組合の統合計画により、平成6年4月1日に吾妻広域町村圏振興整備組合に統合
- ・平成22年4月1日、群馬県農業共済組合に再編

(3) 職員の処遇

22年4月1日現在、プロパーとしての職員9名は、4名が新組織へ退職後移籍、残り5名のうち2名が消防本部へ異動、他の3名は農業共済事務の円滑な移行のため広域圏職員として新組織へ派遣されました。なお、養護老人ホームへ21年4月に1名が既に異動しました。さらに、23年4月1日付けで1名が派遣から戻り、消防本部へ出向となりました。

33 一部事務組合の統合

(1) 圏域の課題として
一部事務組合の統合は、広域圏設立（昭和47年6月1日）当初からの課題であり、総合計画策定時には常に議題となっていた。

◆吾妻圏域（吾妻郡）の町村が構成団体の一員として組織している一部事務組合の状況（統合前） ※次ページの表

(2) 法的に統合可能な組合（7組合）

吾妻郡町村伝染病院組合、吾妻郡町村共有林維持管理組合、吾妻東部衛生施設組合、西吾妻衛生施設組合、西吾妻環境衛生施設組合、吾妻老人福祉施設組合、吾妻農業共済事務組合

(3) 平成6年4月1日付けで吾妻広域町村圏振興整備組合に統合された4組合

吾妻郡町村伝染病院組合（平成11年3月31日解散）
吾妻郡町村共有林維持管理組合、吾妻老人福祉施設組合
吾妻農業共済事務組合（平成22年3月31日解散）

(4) 今後も統合を検討・推進を行う3組合

吾妻東部衛生施設組合
西吾妻衛生施設組合、西吾妻環境衛生施設組合

(5) 法的に統合が不可能の組合

烏帽子山植林町村組合（構成町村に吾妻圏域外の村が存在している。）
渋川交通災害共済組合（構成町村に吾妻圏域外の市町村が存在して

いる。）（平成19年3月31日廃止）

(6) 組合統合の検討の歴史

広域圏設立以来、圏域の課題であったため、組合統合は何度となく検討した経過があります。

◆第1次の検討（昭和51年度）

統合の第一目的を、庶務、人事管理及び議会等の集中管理方式により組合職員の削減に重点が置かれ各一部事務組合の所長等で検討がされ、各組合の現状等を調査したが次のような課題が出され、具体的な解決策も出ないまま自然消滅となってしまった。

集中管理方式において庶務、人事管理、議会等を広域圏事務局で行ったとしても、各一部事務組合において同様の事務を行っている職員は、他の事務を併せて担当しているので、広域圏事務局に引き上げることは不可能であり職員の削減はできない。

各組合の財産及び給与体系の違いをどうするか。

◆第2次の検討（昭和57年度）

第二次広域圏総合計画が策定され、行財政の合理化を目的に統合が検討された。

この時は、広域行政の在り方が理解されてきており、各一部事務組合の所長等管理職員の検討においては「広域行政の一元化は時代の趨勢で

あり、これからの共同事務処理は、広域圏組合で行った方が良い。」という結論となり、この旨を理事会に報告、理事会で結論を出すという事になったが、結論を出す前に町村長が変わり統合に至らなかった。理事長が積極的に推進できなかった最大の理由は、統合した事務の全てを理事長1人で執行しなければならなくなることに對する問題があった。

◆第3次の検討（平成3～5年度）

平成3年2月に策定された総合計画において、圏域の重要課題に位置付けられ総合計画推進委員会（構成町村の助役、収入役で構成）を中心に、構成町村の総務課長がプロジェクトチームを編成し、検討を行い推進委員会及び理事会を経て一部事務組合の統合が決定され、事務的な検討を統合となる一部事務組合職員で行い平成6年4月1日に統合となる。

○統合の目的

単一事業の一部事務組合を統合し、広域行政の一元化を図ることに

組 合 名	設 立 年 月 日	共 同 処 理 事 務	構 成 町 村（発 足 当 時）
吾妻郡町村伝染病院組合	昭和29年2月18日	伝染病隔離病舎運営事務	吾妻郡旧8ヶ町村（広域圏と同じ）
烏帽子山植林町村組合	昭和30年10月30日	烏帽子山部分林事務	中之条町、旧東村、旧吾妻町、☆旧小野上村
吾妻郡町村共有林維持管理組合	昭和37年10月25日	共有林維持管理	吾妻郡旧8ヶ町村（広域圏と同じ）
吾妻東部衛生施設組合	昭和40年11月10日	し尿・ごみの共同処理事務	中之条町、旧東村、旧吾妻町、高山村
西吾妻衛生施設組合	昭和41年4月11日	し尿の共同処理事務	長野原町、嬭恋村、草津町、旧六合村
渋川交通災害共済組合（19.3.31廃止）	昭和42年5月31日	交通災害共済事務	吾妻郡旧8ヶ町村、☆渋川広域圏構成町村
西吾妻環境衛生施設組合	昭和46年5月20日	ごみの共同処理事務	長野原町、嬭恋村、旧六合村
吾妻老人福祉施設組合	昭和46年8月1日	養護老人ホームの運営事務	吾妻郡旧8ヶ町村
吾妻広域町村圏振興整備組合	昭和47年6月1日	広域行政の推進事務	吾妻郡旧8ヶ町村
吾妻農業共済事務組合	昭和61年12月1日	農業共済事業の共同処理	吾妻郡旧8ヶ町村

より、行政組織の簡略化及び合理化を図る。一元化により複数の市町村が協力し効率的行政を目指す広域行政機構の仕組が住民及び議会議員に理解しやすくなり、より一層の行政の合理化及び広域行政事業の進展を目指すことができる。

○統合における基本的事項

解散する組合の財産は、広域圏組合に帰属する。統合前の管理者を担当理事とし、理事長の権限委任により通常の決裁を行えるようにする。職員の給与体系は、広域圏組合のものを使う。なお、派遣職員は、派遣協定により給与を定める。統合前の組合の事務所（吾妻伝染病院等）は出先機関とし、職名を所長に統一する。統合に当たっては、個々の事業所となる職員の削減は行わない。

34 吾妻物産振興協会（任意団体運営事業）（昭和60年3月設立）

(1) 設立の趣旨等

多くの有名な観光地には名の通った土産品があるが、本圏域は群馬県屈指の観光地にもかかわらず、圏域を代表するインパクトを持った土産品・特産品を挙げるのには苦勞するところである。こうしたことから、地域を代表する土産品・特産品のPR・販売促進等を目的として、さらに会員の研修・情報交換の場として昭和60年3月に「吾妻物産振興協会」が設立され、以来事務局として当組合が運営と事務に携わっている。

(2) 協会員（平成23年4月1日現在）

- ・正 会 員 32業者
- ・賛助会員 15団体（町村、農協、商工会等）

・会費（年額）

会員の種類	会 費	加 算
正 会 員	4,000円	
賛助会員	町 村	1会員につき1,000円
	団体、個人	

(3) 主な事業

- ・あがつま地方特産品の宣伝及び創業祭等イベントの開催
- ・六合観光物産センターでの通年販売
- ・県物産振興協会主催事業への参加
- ・パンフレットの作成
- 「吾妻地方特産品パンフレット」1万部作成（昭和60年度：750千円）
- 「吾妻物産紀行」2万部作成（平成7年度：3,090千円）
- 「あがつまの観光と物産」2万部作成（平成14年度：3,650千円）

- 「あがつまの観光と物産」3.1万部作成 (平成19年度：1,953千円)
 吾妻物産振興協会ホームページの作成 (平成21年度：70千円)
- (4) 平成22年度の販売額
 2,040,215円 (直売所における会員商品の販売額)
- (5) 平成22年度会計
- | | | | |
|-------------|----------|----------|-----------|
| ・収入557,342円 | 会費 | 299,500円 | |
| | 繰越金 | 254,496円 | (21年度繰越金) |
| | 雑収入 | 3,346円 | |
| ・支出247,709円 | 会議費・旅費 | 31,400円 | |
| | 通信運搬費 | 20,160円 | |
| | 負担金 | 62,000円 | |
| | 広告宣伝費 | 36,300円 | |
| | 会員交流費 | 95,959円 | |
| | その他 | 1,890円 | |
| ・次年度繰越金 | 309,633円 | | |

【吾妻物産振興協会会員一覧表】 平成23年4月1日現在

正 会 員 (32団体)		賛助会員 (15団体)	
中之条町	(株)山口館	蕨年屋菓子店	中之条町
	久仁屋物産(株)	(有)一松屋菓子店	長野原町
	糀屋徳茂醸造舗	群馬実業	嬭恋村
	陣平農園	(有)塚田農園	草津町
	吾嬭味噌醤油(株)	楓月堂	高山村
	貴娘酒造(株)	(有)豊島屋	東吾妻町
長野原町	浅間酒造(株)	石田農園	中之条町商工会
嬭恋村	嬭恋山女岩魚生産組合		長野原町商工会
草津町	(有)清月堂	(有)本家ちぢや	嬭恋村商工会
	(有)松むら		草津町商工会
高山村	中屋椎茸		高山村商工会
			東吾妻町商工会
東吾妻町	あづま養魚場	むすびの家	中之条町観光協会
	(株)いずみや	金星酒造(株)	あがつま農業協同組合
	(有)藤井屋	(有)丸源清月堂	嬭恋村農業協同組合
	(株)信濃屋	(有)金加屋	
	みょうがの里	小山リビング企画(株)	
	日野製パン	オーロラ	

35 吾妻郡町村会・吾妻郡議会議長会（任意団体運営事業）

(1) 吾妻郡町村会事務局の経過

吾妻郡町村会は、地方公共事務の円滑な運営と地方自治の振興発展を図るため、郡内町村長を構成員として設置され、下部組織である「旧助役・収入役会」、「総務課長会」と共に事務局を群馬県行政事務所に置き運営してきた。

しかし、平成14年度から、県に於ける「行政システム改革大綱」が推進される中で団体事務の見直しが求められ、事務局を行政事務所に置くことが困難となった。

平成15年2月17日に開催された「広域行政に於ける県と町村の役割検討会議」の中で、町村会等事務局を広域圏で引き受けることを前提に、広域圏から行政事務所へ職員を派遣してきた経過もあり広域圏に一本化すべきとのことになった。

以上の結果が町村会です承され、平成17年4月1日から広域圏事務局の中に町村会等事務局が設置されることになった。

なお、吾妻郡町村議会議長会事務局についても町村会事務局と兼任であるため、同様の措置がとられた。

(2) 吾妻郡町村会

目的:地方公共事務の円滑な運営と地方自治の振興発展を図る。

構成:吾妻郡内(広域圏内)の町村長。

下部組織:副町村長会(助役・収入役会から19.10.12名称変更)・総務課長会

財源:町村負担金・繰越金・預金利子

事業:(1)町村の事務及び町村長の権限に属する事務の連絡調整

(2)地方自治の振興発展に関する調査研究

(3)町村職員の教養並びに福利に関する施策

(4)町村有物件の災害共済に関する事項

(5)系統町村会との連絡並びに協力

(6)町村事務に必要な各種資材の確保並びに斡旋

(7)その他目的達成に必要な事項

(3) 吾妻郡町村会22年度会計

・収入 634,114円 会費 320,000円 (町村負担金分賦割合:人口割60%、均等割40%)

繰越金 314,022円 (21年度繰越金)

諸収入 92円 (預金利子)

・支出 327,397円 会議費 41,718円 (定例会等)

総務費 103,849円 (公債費、消耗品費等)

事業費 181,830円 (賀詞交換会等)

・次年度繰越金 306,717円

(4) 吾妻郡町村議会議長会

人口割60%、均等割40%)

目的:町村の議会を適正円滑に運営するため相互に密接な連絡を図り町村行政の振興発展に寄与する。

構成:吾妻郡内(広域圏内)の町村議会議長。

下部組織:議会事務局長会

財源:町村負担金・繰越金・預金利子

- 事業:
- (1) 町村議会の権限に属する事項の連絡調整
 - (2) 町村行政の振興発展に関する調査研究
 - (3) 執行機関との相互連携
 - (4) 町村議会の運営に必要な各種資料の確保
 - (5) その他目的達成に必要な事項

繰越金	244,013円	(21年度繰越金)
諸収入	76円	(預金利子)
会議費	12,000円	(臨時会議費)
総務費	99,500円	(交際費、消耗品費等)
事業費	313,558円	(賀詞交換会、研修会等)
その他	0円	(慶弔費、予備費)

・支出 425,058円

・次年度繰越金 110,031円

(5) 吾妻郡町村議会議長会22年度会計

・収入 535,089円 会費 291,000円 (町村負担金分賦割合:

(6) 職員(平成23年4月1日現在)

事務局長 1人(広域圏嘱託職員)

書記 1人(")

(7) 組織図(平成23年4月1日現在)

